

商店街 DX 推進事業啓発動画制作業務委託企画提案募集要領

1 委託業務名

商店街 DX 推進事業啓発動画制作業務委託

2 趣旨

商店街におけるキャッシュレス決済導入を促進する啓発動画を作成する。

3 予算額

1, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）を本事業の契約に係る上限額とする。
なお、予定価格はその範囲で別途算定する。

4 契約者数

契約者は1者とする。

5 委託業務の内容

商店街 DX 推進事業啓発動画制作業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）のとおり。

6 委託業務期間

契約締結の日から令和4年7月31日（日）まで

7 応募資格

- (1) 日本国内に事務所又は事業所を有する法人であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当（契約締結能力のない者、破産者で復権を得ない者）しない者であること。
 - (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、埼玉県競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事更生法（平成11年第法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(7)を満たす必要があることに注意すること。

8 スケジュール

日時	内容
令和4年4月5日(火)	公募(ホームページ)
令和4年4月13日(水)	質問書の提出期限
令和4年4月15日(金)	質問書への回答予定
令和4年4月22日(金)	企画提案競技への参加希望書提出期限(厳守)
令和4年4月27日(水)	企画提案書の提出期限(厳守)
令和4年5月中旬～下旬	企画提案競技結果通知(予定)

9 企画提案参加希望書の提出

本事業の業務委託の企画提案への応募を行う場合は、「企画提案参加希望書(様式1)」(以下、「希望書」という。)を提出すること。

(1) 提出方法

希望書の提出方法はE-mailとする。

なお、必ず電話で受信を確認すること。

<提出先>

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1(本庁舎5階北側)

(電話) 048-830-3761 (E-mail) a3750-11@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出期限

令和4年4月22日(金)まで(午後5時必着)

なお、やむを得ない理由により参加希望を取り下げの場合は「企画提案参加希望取下書(様式2)」を提出すること。取下書の提出方法はE-mailとする。

10 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 企画提案書(様式3)

- ① 企画提案書の様式は任意とするが、仕様書に基づいてA4判・片面で作成すること。
- ② 企画提案書は、画像やイメージ図を除き、5枚を上限とすること。
- ③ 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。
 - ア 表題(商店街DX推進事業啓発動画制作業務企画提案書)
 - イ 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-mailアドレス
- ④ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。
- ⑤ 企画提案書の3ページ以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

啓発動画案、業務実施体制、スケジュールなど、具体的かつ簡潔に記述すること。

(2) 添付書類

- ① 法人の概要(設立趣旨、事業内容の案内等)が分かるもの
- ② 委託料見積書(様式は任意。宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とし代表者印を押印すること。)
- ③ 法人の定款若しくは寄付行為及び登記事項説明書(提案日前3か月以内に取得したもの)

又はこれに準ずる書類

- ④ 7 応募資格（１）～（７）の要件を満たすことを証する誓約書（様式５）
- ⑤ 直近１年分の国税及び地方税の納税証明書
- ⑥ 法人の資本等を証する書類
 - ア 過去３年分の決算関係書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、又はこれに準ずる書類）
 - イ 直近１年分の予算関係書類（事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
 - ウ 主な取引先の分かる資料

（３）提出方法

- ① 提出部数
１部
- ② 提出方法
提出方法はE-mailとする。
なお、必ず電話で受信を確認すること。

<提出先>

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当
（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎 5 階北側）
（電話）048-830-3761（E-mail）a3750-11@pref.saitama.lg.jp

- ③ 受付期限
令和４年４月２７日（水）まで（午後５時必着）

（４）その他

- ア 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- イ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

11 質問事項の受付

募集の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

（１）受付期間

令和４年４月１３日（水）午後５時まで

（２）受付方法

「募集内容等に関する質問書（様式４）」に記入の上、E-mailで提出すること。
なお、必ず電話で受信を確認すること。
電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

<受付>

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当
（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎 5 階北側）
（電話）048-830-3761（E-mail）a3750-11@pref.saitama.lg.jp

（３）回答方法

質問に対する回答は、質問を行った団体名等を伏せた上で、令和４年４月１５日（金）までに、商業・サービス産業支援課のホームページに公開する。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/shoutengai/syogyoshisaku.html>)

12 契約先候補の決定方法

(1) 審査

1. 応募資格等の要件審査の実施
2. 企画提案書に基づく審査の実施

県は、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補として決定する。審査は書面にて行う。

なお、概ね下記の項目について審査し、評価する。

①評価の実施方法（配点10点）

- ・事業の目的や趣旨を踏まえた提案内容になっているか。

②啓発動画案（配点10点）

- ・提案内容は実現可能かつ成果が十分に見込める内容となっているか。

③事業遂行能力（配点10点）

- ・事業を実施するに当たり十分な能力を有しているか。
- ・事業に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。
- ・事業実施のスケジュールは適切か。

④コストパフォーマンス（配点10点）

- ・事業費が予算の範囲内であり、コストパフォーマンスに優れた積算となっているか。

(2) 審査結果通知

審査会実施後、おおむね1週間以内に個別に文書で通知する。なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

13 契約相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取して、精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点に基づき、順次、次点者と協議を行う。

14 契約及び委託金の支払方法

契約先候補者として、業務履行に必要な協議を行う中で、契約内容及び契約金額の支払方法（概算払又は精算払）を個別に決定する。また、契約内容を変更せざるを得ない場合には、適宜、変更契約を行うことがある。

15 企画提案書等の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称等の情報を公表する。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

16 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 「10（2）添付書類」に定める書類（法人の概要が分かるもの、委託料見積書、類似業務契約書等の写し、誓約書）がないもの。
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ 見積金額を訂正したもの。
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの。

(2) 企画提案募集の停止、中止及び取り消し

緊急時等やむを得ない理由により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない

